

(公社) 日本ビリヤード協会スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.nba.or.jp/

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                              | 審査項目                                     | 自己説明  | 証憑書類                 |
|--------------|---------------------------------|--|---|----------------------|
| 1            | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること            | <p>【審査基準 (1) について】<br/>策定に関して理事会承認済。<br/>中長期基本計画プロジェクトの再編成実施中。</p> <p>【審査基準 (2) について】<br/>同上</p> <p>【審査基準 (3) について】<br/>同上<br/>「未来会議」を発足し幅広い意見を募る予定</p>   | 36. 中長期計画プロジェクト資料サマリ |
| 2            | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | <p>【審査基準 (1) について】<br/>策定に関して理事会承認済。<br/>中長期基本計画プロジェクトの再編成実施中。</p> <p>【審査基準 (2) について】<br/>同上</p> <p>【審査基準 (3) について】<br/>同上<br/>「未来会議」を発足し幅広い意見を募る予定</p>   | 36. 中長期計画プロジェクト資料サマリ |
| 3            | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること             | <p>【審査基準 (1) について】<br/>策定に関して理事会承認済。<br/>中長期基本計画プロジェクトの再編成を実施し2023年度末に再スタートし<br/>その中で策定し実施する予定であるが。現状ベースにて5年程度の財務計画を<br/>2024年度中に作成する。</p> <p>【審査基準 (2) について】<br/>同上</p> <p>【審査基準 (3) について】<br/>同上<br/>「未来会議」を発足し幅広い意見を募る予定</p> | 36. 中長期計画プロジェクト資料サマリ |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                                    | 審査項目   | 自己説明  | 証憑書類  |
|--------------|---------------------------------------|--|---|---|
| 4            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 【審査基準(1)について】<br>制度整備に関して理事会承認済。<br>役員規程の変更は2025年3月までを予定。<br>現時点で理事12名に対し外部理事は3名で25%と達成しているが、理事の増加にも基準を満たすよう2025年度もう1名外部理事を検討予定<br><br>【審査基準(2)について】<br>役員規程の変更は2025年3月までを予定。<br>現時点で理事12名に対し外部3名、女性1名で10%未満と基準と乖離しているが、次回以降の改選時にそれぞれプラス1名ずつと段階的に増やすことを目標とする。<br><br>※理事のプロフィールなどを公式サイトに掲載することを検討する。  | 3. 役員規程<br>42. 役員名簿                                   |
| 5            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること   | 【審査基準(1)について】<br>評議員制度に関する本項目は当法人の評価対象外。<br>【審査基準(2)について】<br>同上   | 対象無し  |
| 6            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること                      | 【審査基準(1)について】<br>アスリートの意見は地域別加盟団体及び競技種目別加盟団体にて収集し要望そのほかについて理事会に上程、審議される。<br>地域別加盟団体及び協議種目別加盟団体は選手会、総会などを通じてアスリートの意見を収集しまとめため必要に応じて加盟団体代表者会議を通じて本部理事会に上程している。<br>従って、収集意見の網羅性は確保されている。<br>なお、アスリート委員会については、多項目・プロアマ混在であるので中長期計画の中で検討を実施し2026年3月を目処に発足する予定である。また、同時にアスリート委員会規程も制定予定である。<br>【審査基準(2)について】<br>同上<br><br>【審査基準(3)について】<br>毎年開催される加盟団体代表者会議において、理事会からの提議事項、承認事項及び検討要請事項を審議。議事録は理事会に報告される。 | 13. 加盟団体規程<br>40. 加盟団体代表者会議議事録全文<br>39. 令和5年度全議事録(次第) |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                                    | 審査項目  | 自己説明   | 証憑書類   |
|--------------|---------------------------------------|---|--|--|
| 7            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること   | 【審査基準(1)について】<br>定款により理事は10名以上15名以下と定められている。現在12名の理事が任命されていて適切な規模を維持している。<br>また12名のうち医科系大学教授・弁護士が各1名ずつ在籍しており多様性も確保されている。<br>定款においては通常理事会が2回と定められているが2021年度実績として6回開催されており、実効性においても確保されている。  | 1. 定款<br>3. 役員規程<br>12. 理事会運営規程<br>39. 令和5年度全議事録(次第) |
| 8            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること                       | 【審査基準(1)について】<br>制度整備に関して理事会承認済。<br>役員規程の変更を2025年3月までに実施予定。<br>併せて段階別実行予定目標も制定する。<br>役員選考にかかわる規程は2025年5月までに制定する。   | 3. 役員規程<br>役員選考にかかわる規程(未作成)                          |
| 9            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること | 【審査基準(1)について】<br>未定義<br>制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。<br>役員規程にて2025年3月までに規定し2025年4月より施行予定。   | 3. 役員規程<br>役員選考にかかわる規程(未作成)                          |
|              |                                       |   | 【例外措置または小規模団体配慮措置】<br>激変緩和措置対象役員=有<br>激変緩和措置(例外措置)発生の考えられる理由:<br>・現理事が各分野(医科学・財務会計・法律・ガバナンスほか)の専門家・有識者である場合、競技の理解が深い後任理事の選考が困難であり時間を要する。<br>・現在進行中であるプロジェクトの責任担当理事については、プロジェクトが成功または完了するまでの再任が必要である。<br>・国際上位団体とのコネクションの維持。<br><br>役員規程の中で規定予定である。<br>制度の制定は2025年予定であるが段階的に実行する可能性もある<br>役員選考にかかわる規程は2025年5月までに制定する。 |  |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                                    | 審査項目  | 自己説明  | 証憑書類   |
|--------------|---------------------------------------|---|---|--|
| 10           | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること             | 【審査基準(1)について】<br>制度整備に関して理事会承認済。着手の段階。<br>「役員選考検討委員会」設置(2025年度役員分)<br>2025年度からの段階的な運用開始を目標とする。<br>制度についての規程の制定は役員規程に盛り込み2024年度の改定を予定。<br>※通常の役員改選は2026年度<br>役員選考にかかわる規程は2025年5月までに制定する。 | 3. 役員規程<br>41. NBA委員会<br>役員選考にかかわる規程(未作成)  |
| 11           | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること          | 【審査基準(1)について】<br>現規程は基準を満たし、実行されている。  | 3. 役員規程<br>5. 内部統制基本方針<br>6. 倫理規程<br>7. コンプライアンス規程   |
| 12           | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。           | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】<br>現規程は基準を満たし、実行されている。  | 1. 定款<br>3. 役員規程<br>2. 正会員規程<br>6. 倫理規程<br>7. コンプライアンス規程<br>12. 理事会運営規程<br>14. 委員会規程、<br>15. 職務権限規程<br>16. 経理規程<br>17. 事務局規程<br>26. 賛助会員規程<br>30. CS会員規程 |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                              | 審査項目  | 自己説明   | 証憑書類  |
|--------------|---------------------------------|---|--|---|
| 13           | [原則3] 組織運営等に必要<br>な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規<br>程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整<br>備しているか      | 【審査基準(1)について】<br>現規程は基準を満たし、実行されている。   | 1. 定款、3. 役員規程<br>6. 倫理規程<br>8. 内部公益通報保護規程<br>9. 反社会勢力排除に関する規程<br>10. 個人情報保護規程<br>11. 個人情報保護基本方針<br>18. 文書管理規程<br>23. 懲戒規程 |
| 14           | [原則3] 組織運営等に必要<br>な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規<br>程を整備すること<br>③法人の役職員の報酬等に関す<br>る規程を整備しているか | 【審査基準(1)について】<br>現在職員(正社員)は雇い入れていなく、また職員(パートタイム)報酬規程は未作成である。<br>それぞれの報酬規程は、賃金テーブルを含め職員就業規則およびパートタイマー就業規則に追加する。2024年年度中に制<br>定する。 | 1. 定款<br>3. 役員規程<br>4. 役員退職慰労金規程<br>20. 出張旅費規程<br>25. 慶弔見舞金規程   |
| 15           | [原則3] 組織運営等に必要<br>な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規<br>程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整<br>備しているか      | 【審査基準(1)について】<br>現規程は基準を満たし、実行されている。   | 1. 定款<br>16. 経理規程<br>34. ビリヤード普及振興事業協力金規<br>程<br>29. 特定費用準備資金等取扱規程  |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                              | 審査項目   | 自己説明   | 証憑書類   |
|--------------|---------------------------------|--|--|--|
| 16           | [原則3] 組織運営等に必要<br>な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規<br>程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規<br>程を整備しているか  | 【審査基準(1)について】<br>現規程は基準を満たし、実行されている。   | 2. 正会員規程<br>30. CS会員規程<br>31. スポンサー選定に関する規程<br>32. 寄付金規程 |
| 17           | [原則3] 組織運営等に必要<br>な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的<br>な選考に関する規程その他選手<br>の権利保護に関する規程を整備<br>すること | 【審査基準(1)について】<br>選手選考に関する規程は未作成であり、明文化する必要がある。2025年12月までに整備する。<br><br>原則として、NFによる公式派遣の対象となる各国際大会それぞれに応じ、<br>・世界ランキングポイントによるIFからの出場選手指定<br>・選手選考会と定められている全日本選手権など国内主要大会での結果<br>・加盟団体による国内ランキングポイントの序列<br>いずれかによる派遣選手選考が恒例的に維持されており、本協会が認定している。<br><br>【審査基準(2)について】<br>CS会員規程にて会員登録及び会員の義務や権利及び権利保護について記載されている。また、倫理規程には選手の不服<br>申し立てに関する仲裁機構の自動受諾について明記されている。<br><br>【審査基準(3)について】<br>変更を含めた選考基準及び選考過程に係る承認・施行は理事会審議を経て、大会要項等で都度公表されるため、公平性・<br>合理性・透明性はある程度まで確保されている。 | 6. 倫理規程<br>30. CS会員規程<br>※選手選考に係る規程(未整備)                 |
| 18           | [原則3] 組織運営等に必要<br>な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な<br>選考に関する規程を整備するこ<br>と                      | 【審査基準(1)について】<br>NFとしての統一審判員制度の整備プロジェクトが進行中である。各種目の世界基準も鑑みながら段階的にスタート予<br>定である。最終着地点は2027年度を予定する。<br>現段階では各競技種目別加盟団体が適任者を指名し運用中である。また競技特性としてファールについてはほぼ明確に<br>事象として現れることと、そもそもフェアプレーの上で成り立つ競技であることから、統一制度は必須であるものの、<br>公平な競技運営に関し概ね担保されている。  | 41. NBA委員会   |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                          | 審査項目   | 自己説明   | 証憑書類  |
|--------------|-----------------------------|--|--|---|
| 19           | [原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | <p>【審査基準(1)について】<br/>公認会計士と弁護士については連絡・相談先が確保されている。</p> <p>【審査基準(2)について】<br/>コンプライアンス委員会を理事会内に設置しコンプライアンス研修及び問題提起等を実施している。</p>  | 39. 令和5年度全議事録(次第)<br>41. NBA委員会                                       |
| 20           | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること                                      | <p>【審査基準(1)について】<br/>コンプライアンス委員会は理事会開催時に合わせて実施する準備をしておき、定款においては通常理事会が2回以上と定められているところ、2023年度実績として6回開催されている。<br/>なお、重大なインシデントは発生しなかった。</p> <p>【審査基準(2)について】<br/>コンプライアンス規程第6条に基づいて継続的に実践している。</p> <p>【審査基準(3)について】<br/>コンプライアンス委員会の委員は理事会を構成する理事が務めるところ、理事に女性が含まれるため、女性委員が配置されている。</p> | 7. コンプライアンス規程<br>39. 令和5年度全議事録(次第)<br>41. NBA委員会<br>42. 役員名簿          |
| 21           | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること                | <p>【審査基準(1)について】<br/>コンプライアンス委員会の委員は理事会を構成する理事が務めるところ、理事に現役弁護士及び学識経験者が含まれるため、現役弁護士及び学識経験者が配置されている。</p>   | 7. コンプライアンス規程<br>39. 令和5年度全議事録(次第)<br>41. NBA委員会<br>43. (資料)改正個人情報保護法 |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                              | 審査項目                            | 自己説明   | 証憑書類  |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|--|---|
| 22           | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること   | 【審査基準(1)について】<br>理事会開催時に実施するコンプライアンス委員会が役職員向け教育を実施している。<br>なお、今後は、加盟団体代表者会議の中でも教育を実施する予定。                      | 7. コンプライアンス規程<br>39. 令和5度全議事録(次第)<br>41. NBA委員会<br>43. (資料)改正個人情報保護法          |
| 23           | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 【審査基準(1)について】<br>選手向けのアンチドーピング研修を公式戦開催時に年に数回実施。<br>また同時にそのほかのコンプライアンス教育も実施予定である。                               | 7. コンプライアンス規程<br>33. アンチ・ドーピング規程<br>41. NBA委員会<br>44. ビリヤード選手のためのアンチ・ドーピングの知識 |
| 24           | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること     | 【審査基準(1)について】<br>未実施<br>現在、審判員制度整備の準備段階にある。<br>整備する制度にコンプライアンス教育を必須項目として盛り込む予定。<br>審判員制度の完全スタートは2027年度を予定している。 | 41. NBA委員会  |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                       | 審査項目   | 自己説明  | 証憑書類  |
|--------------|--------------------------|--|---|---|
| 25           | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること    | <p>【審査基準(1)について】<br/>公認会計士のサポートを受けられる体制を確保済。<br/>法律関係に関しても弁護士のサポート体制は確保済。<br/>各種問題等については通報窓口経由で報告され、その内容についてはコンプライアンス委員会内にて検討する。将来的に定期的に管理できる体制を整えていく予定である。</p> <p>【審査基準(2)について】<br/>役員に弁護士が入っており、公認会計士とも顧問契約を実施しており、サポートは定期的に受けている。</p>  | 7. コンプライアンス規程<br>6. 倫理規程<br>16. 経理規程<br>34. ビリヤード普及振興事業協力金規程<br>29. 特定費用準備資金等取扱規程                                 |
| 26           | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること                | <p>【審査基準(1)について】<br/>稟議及び金銭決済に関する規程が未整備なので2025年5月までに作成予定。<br/>公認会計士のサポートを受けられる体制を確保済。</p> <p>【審査基準(2)について】<br/>原則として監事は定款の定める上限2名を置き、適正な監査が補完的に履行されるよう努めている。選定時の適正確保について理事会から独立した機関は未設置だが、総会時の個別就任審議において適正の審判を仰ぐ。</p> <p>【審査基準(3)について】<br/>定期的に公認会計士のサポートを受けるとともに、監事によるチェックも定期的に行われている。</p> | 16. 経理規程<br>34. ビリヤード普及振興事業協力金規程<br>29. 特定費用準備資金等取扱規程<br>42. 役員名簿<br>49. 令和6年度定時総会議事録全文<br>45. 令和5年度監査報告書         |
| 27           | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | <p>【審査基準(1)について】<br/>選手強化NF事業の内容については、JOC実施要項に準拠し、その対象事業は継続的踏襲が原則。拠って独自のガイドラインは設けていないが、各年度の事業計画の確認と変更は理事会審議を経る。</p>   | 50. 令和6年3月12日理事会議事録全文<br>47. 令和6年度NF強化事業計画-20240312理事会案<br>48. 令和6年度事業計画案-20240312理事会案<br>51. 選手強化NF事業実施要項(表紙・要綱) |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                     | 審査項目  | 自己説明   | 証憑書類                       |
|--------------|------------------------|---|--|----------------------------|
| 28           | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと                                   | 【審査基準(1)について】<br>公式サイトにて、事業計画/報告・収支予算/報告を公表<br><a href="https://www.nba.or.jp/">https://www.nba.or.jp/</a>   | 37. 予算/収支報告<br>38. 事業計画/報告 |
| 29           | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること  | 【審査基準(1)について】<br>選手選考に関しては各加盟団体のランキング及びIFの規程により選定される場合と選考会を実施して決定されるパターンが存在する。<br>選考会を実施する場合には当法人の公式WEBサイト上にて開示するとともに結果についても開示している。<br>なお、選手選考に係る規程を2025年12月までに整備する。 | ※選手選考に係る規程（未整備）            |
| 30           | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | 【審査基準(1)について】<br>当法人の公式WEBサイト上にて開示<br><a href="https://www.nba.or.jp/">https://www.nba.or.jp/</a>  | 46. ガバナンスコード自己説明 様式5       |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                     | 審査項目   | 自己説明  | 証憑書類                          |
|--------------|------------------------|--|---|-------------------------------|
| 31           | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | <p>【審査基準(1)について】<br/>倫理規程内に利益相反についての条文を有し、また利益相反マネジメントポリシーも制定され適切に運用されている。</p> <p>【審査基準(2)について】<br/>利益相反マネジメントポリシーが制定され適切に運用されている。</p>  | 6. 倫理規程<br>52. 利益相反マネジメントポリシー |
| 32           | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること                            | <p>【審査基準(1)について】<br/>利益相反マネジメントポリシーが制定され適切に運用されている。</p>   | 52. 利益相反マネジメントポリシー            |
| 33           | [原則9] 通報制度を構築すべきである    | (1) 通報制度を設けること                                 | <p>【審査基準(1)について】<br/>通報窓口の広報は公式サイトで告知済み。 <a href="https://www.nba.or.jp/">https://www.nba.or.jp/</a></p> <p>【審査基準(2)について】<br/>内部公益通報保護規程にて定めている</p> <p>【審査基準(3)について】<br/>同上</p> <p>【審査基準(4)について】<br/>同上</p> <p>【審査基準(5)について】<br/>理事会開催前実施のコンプライアンス委員会にて、職員も含め教育を実施する(年1回程度)。<br/>また、毎年11月に開催予定の加盟団体代表者会議にてスポーツ仲裁に関する教育とあわせ、通報制度に関する教育を実施する。</p> | 6. 倫理規程<br>8. 内部公益通報保護規程      |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                   | 審査項目  | 自己説明   | 証憑書類   |
|--------------|----------------------|---|--|--|
| 34           | [原則9] 通報制度を構築すべきである  | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること       | <p>【審査基準(1)について】<br/>下記体制で実施中。コンプライアンス委員会には弁護士や学識経験者が在籍している。</p> <p>(1) 人事・労務関する事項又は一切の法律問題に関する通報等<br/>・内部通報窓口＝本協会コンプライアンス委員会</p> <p>(2) 理事、職員等の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等<br/>・内部通報窓口＝本協会監事または担当弁護士</p> <p>(3) 競技会の結果、各種大会への選考結果等が不正により正しく処理されなかった場合の通報等<br/>・内部通報窓口＝本協会コンプライアンス委員会<br/>※相談窓口として公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ直接申し立てをすることが可能で、その場合には日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。</p> <p>(4) その他の事項に関する通報等<br/>・内部通報窓口＝本協会コンプライアンス委員会</p> <p>(5) 本協会、加盟団体及びビリヤード競技の場における全ての不正に関する通報など<br/>・内部通報窓口＝公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口</p> | 6. 倫理規程<br>8. 内部公益通報保護規程                           |
| 35           | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | <p>【審査基準(1)について】<br/>禁止行為～処分まで、コンプライアンス規程・倫理規定、CS会員規定、懲戒規程にて規定されている。</p> <p>【審査基準(2)について】<br/>関連規程は公式WEBサイトにて公開している。</p> <p>【審査基準(3)について】<br/>懲戒規程にて定めている。</p> <p>【審査基準(4)について】<br/>処分結果の通知について懲戒規程にて規定されているが項目の不足について2025年3月までに規程の修正・発行を実施する。</p>   | 6. 倫理規定<br>7. コンプライアンス規程<br>23. 懲戒規程<br>30. CS会員規程 |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則  | 審査項目  | 自己説明   | 証憑書類   |
|--------------|---|---|--|--|
| 36           | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである                      | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること                                      | 【審査基準(1)について】<br>処分機関の中立性の確保については懲戒規程にさらに盛り込み2025年3月までに規程の修正・発行を実施する。  | 23. 懲戒規程<br>6. 倫理規程<br>7. コンプライアンス規程<br>30. CS会員規程 |
| 37           | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 【審査基準(1)について】<br>倫理規程にて自動応諾条項を定めている。<br>スポーツ仲裁機構に登録済である。(自動応諾団体リスト掲載済)<br><br>【審査基準(2)について】<br>倫理規定の「適用範囲」にて定義されている。<br><br>【審査基準(3)について】<br>倫理規定の「適用範囲」にて定義されている。 | 6. 倫理規程  |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則  | 審査項目   | 自己説明  | 証憑書類           |
|--------------|---|--|---|----------------|
| 38           | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること   | 【審査基準(1)について】<br>通知している。またスポーツ仲裁の利用について記載している倫理規定は公式サイトにて公開している。                  | 6. 倫理規程        |
| 39           | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。            | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること   | 【審査基準(1)について】<br>危機管理体制は2025年6月まで制定予定<br><br>【審査基準(2)について】<br>マニュアルは2025年6月まで制定予定 | 危機管理マニュアル(未制定) |
| 40           | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。            | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 【審査基準(1)について】<br>過去6年間に当協会において不祥事が発生した事例は無い。                                      |                |

| 審査項目<br>通し番号 | 原則   | 審査項目   | 自己説明  | 証憑書類  |
|--------------|--|--|---|---|
| 41           | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 【審査基準（1）について】<br>過去6年間に当協会において不祥事が発生した事例は無い。  |   |
| 42           | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと   | 【審査基準（1）について】<br>加盟団体規程にて明確に定義されている。<br><br>【審査基準（2）について】<br>コンプライアンス委員会に加盟団体よりの委員を任命し情報共有と研修実施を2023年度より実施予定。コンプライアンス規程にはコンプライアンスの推進に関する各年度の活動計画およびその総括する旨規定されている。現時点では必要に応じて適時行っている（例：コロナ対策等）<br><br>【審査基準（3）について】<br>同上 | 7. コンプライアンス規程<br>13. 加盟団体規程<br>40. 加盟団体代表者会議議事録全文<br>41. NBA委員会                         |
| 43           | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと  | 【審査基準（1）について】<br>コンプライアンス委員会に加盟団体よりの委員選出について理事会にて承認された。現在加盟団体の委員を選出中であり、決まった時点で委員会を実施しまずは内部通報窓口及び不服申し立て自動受諾について研修予定。<br>毎年11月開催の加盟団体代表者会議にても都度、コンプライアンス及びガバナンスについての説明を実施する。   | 7. コンプライアンス規程<br>13. 加盟団体規程<br>40. 加盟団体代表者会議議事録全文<br>41. NBA委員会<br>46. ガバナンスコード自己説明 様式5 |